

永平寺町四季の森複合施設条例を次のように公布する。

令和3年3月15日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町条例第5号

永平寺町四季の森複合施設条例

(設置)

第1条 仕事と生活の調和、新たな人材や企業の誘致及び新規起業者への支援を図るとともに、関係人口の拡大及び地域の活性化を目的に永平寺町四季の森複合施設（以下「四季の森」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 四季の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
永平寺町四季の森複合施設	永平寺町山第9号1番地2

(施設)

第3条 四季の森は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 多業種交流センター

(2) 旧傘松閣

2 多業種交流センター（以下「交流センター」という。）に次の施設を置く。

(1) レンタルオフィス

(2) コワーキングスペース

(3) テレワークスペース

(4) 会議室

(5) 事務室

(6) 地階保管室

3 旧傘松閣に次の施設を置く。

(1) 絵天井広間

(2) 展示スペース

(事業)

第4条 交流センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

(1) 事務所その他の活動のための施設として、レンタルオフィス及びコワーキングスペース等の施設、設備等（以下「施設等」という。）の提供に関する事。

(2) 人材の育成及び新たに起業をしようとする者への支援に関する事。

(3) その他町長が必要と認める事業

2 旧傘松閣においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史、考古、文学、民俗、自然及び美術工芸に関する資料の展示等
 - (2) 講演会、講習会、研究会、映写会、演奏会等の開催
- (開館時間)

第5条 四季の森の開館時間は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。ただし、利用者からの申し出に基づき、町長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 四季の森の休館日は、規則で定める。

(利用の許可)

第7条 四季の森を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用開始を希望する5日前までに規則で定める方法により、申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ規則で定める使用許可申請書により申請し、その許可を受けなければならない。

- (1) 四季の森全体を貸切りで利用するとき。
- (2) レンタルオフィスを利用するとき。
- (3) 旧傘松閣を利用するとき。

3 町長は、前2項の許可に際し、利用の期間その他四季の森の管理上必要な条件を付することができる。

(許可等の制限)

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、四季の森利用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 四季の森の施設を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (3) 永平寺町暴力団排除条例（平成23年永平寺町条例第8号）第2条第1項に規定する暴力団の活動を助長し、その運営に資することとなるとき、又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等であるとき。
- (4) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、四季の森の管理上特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 第7条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第3及び別表第4に定める使用料をその利用を開始する日までに納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、納付することができる。

(使用料の減免)

第10条 町長は、規則で定める者の利用について、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第11条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、町長が利用者の責めに帰することのできない事由その他特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一

部を返還することができる。

(利用の許可の取消し等)

第12条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可の条件を変更し、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止させることができる。

(1) 許可を受けた目的に違反したとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは町長の指示した事項に違反したとき。

(3) 虚偽の申請をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他避けることができない事由により四季の森の利用ができなくなったとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、四季の森の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用の許可の条件を変更し、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは中止を命じた場合において、当該利用者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(備品等の貸出)

第13条 四季の森の利用に際して貸出しできる備品及び使用料は、別表第5に定めるとおりとする。

(損害賠償等)

第14条 利用者は、四季の森の施設、設備等を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。この場合において、第7条及び第8条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「町長」とあるのは「町長又は指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 町長が指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 四季の森の維持管理に関する業務

(2) 四季の森の予約、受付及び使用の許可に関する業務

(3) その他町長が必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 四季の森の利用の手続並びに管理及び運営に必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 永平寺町防災行政無線設備の設置及び管理に関する条例(平成31年永平寺町条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「四季の森文化館」を「永平寺町四季の森複合施設」に改める。

別表第1 (第5条関係)

施設名	開館時間
レンタルオフィス	24時間
事務室	
コワーキングスペース	9時から17時
テレワークスペース	
会議室	

別表第2 (第5条関係)

施設名	開館時間
絵天井広間	9時から17時

別表第3 (第9条関係)

施設名	利用区分	使用料	備考
レンタルオフィス	月契約	90,000円/月	光熱水費込み
コワーキングスペース	1ブース (4人利用)	200円/時間 1,000円/日 10,000円/月	
会議室	1部屋	500円/時間	レンタルオフィス、 事務室利用者は、無 料
事務室	月契約	55,000円/月	光熱水費込み

別表第4 (第9条関係)

施設名	利用区分	使用料	備考
絵天井広間	午前・午後	20,000円/午前 30,000円/午後	

別表第5（第13条関係）

備品名	利用区分	使用料
ノートパソコン	1日	300円
プロジェクター		
スクリーン		